

沖縄公庫

経済対策の取組

平成21年6月26日



沖縄振興開発金融公庫

貸付制度の拡充等（経済危機対策）

1. 中堅企業等向け支援策

- ・ 沖縄経済・金融環境変化対応緊急特別貸付の創設

（平成21年4月24日実施）

【産業開発資金】

融資対象者	国際的な金融秩序の混乱に伴う景況悪化により、一時的に売上の減少その他の業況の悪化を来たしている中堅企業等
資金用途	融資対象者が営む事業を円滑に遂行するために必要な非設備事業資金
貸付限度額	所要資金の7割
貸付期間	5年以内（ただし、特に必要と認められる場合7年以内）
据置期間	1年以内（ただし、特に必要と認められる場合2年以内）
利率	基準利率（ただし、設備資金と併せて貸付けを行う場合は、当該設備資金に適用される利率）

2. 中小・小規模事業者向け支援策

(1) セーフティネット貸付制度

(平成21年6月15日実施)

【中小企業資金・生業資金・生活衛生資金】

☑下線部分が拡充部分

		経営環境変化対応資金	金融環境変化対応資金	取引企業倒産対応資金
融資対象者		社会的、経済的環境の変化により売上や利益が減少する等、業況が悪化している方	金融機関との取引状況の変化により資金繰りに困難を来している方や、国際的な金融不安や経済環境の変化を背景に、取引金融機関から借入残高の減少等の取扱いを受けている方	関連企業の倒産に伴い経営に困難を来している方(倒産企業との取引依存度が <u>10%以上</u> である方など)
資金使途		運転資金、設備資金		運転資金
貸付限度額	中小	7億2,000万円	別枠 3億円	別枠 1億5,000万円
	生業	4,800万円	別枠 4,000万円	別枠 3,000万円
	生衛	5,700万円	別枠 4,000万円	
貸付期間 (据置期間)		運転資金：8年以内(3年以内) 設備資金：15年以内(3年以内)		運転資金： <u>8年以内(3年以内)</u>
利率		基準利率 ただし、次に掲げる要件に該当する運転資金はそれぞれに定める利率を適用 ①雇用の維持又は拡大を図る場合は、「 <u>基準利率-0.1%</u> 」 ②最近の売上、利益率等が減少するなど業績が特に悪化している場合は、「 <u>基準利率-0.3%</u> 」 ③前①及び②のいずれの要件にも該当する場合は、「 <u>基準利率-0.4%</u> 」 ※ <u>中小企業資金における基準利率の上限は3%(運転資金のみ)</u> ※生業資金における「第三者保証人不要融資制度」の上乗せ利率(現行0.65%)を0.3%引き下げ		基準利率 ただし、一定の要件を満たす場合は、倒産による影響度合いに応じ、「 <u>倒産対策利率</u> 」を適用

※中小企業資金に固定金利型劣後ローンを導入(経営環境変化対応資金のみ)

※第三者保証人不要融資制度:セーフティネット貸付を適用する場合、貸付期間及び据置期間を延長(貸付期間⇒8年以内、据置期間⇒3年以内)

(2) 小規模事業者経営改善資金貸付（マル経貸付）及び 生活衛生関係営業経営改善特別貸付（衛経貸付）

（平成21年4月24日実施）

【生業資金・生活衛生資金】

①小規模事業者経営改善資金貸付(マル経貸付)及び生活衛生関係営業経営改善資金貸付(衛経貸付)の拡充

☑下線部分が拡充部分

	小規模事業者経営改善資金貸付(マル経貸付)	生活衛生関係営業経営改善資金貸付(衛経貸付)
融資対象者	商工会議所、商工会又は沖縄県商工会連合会の実施する経営指導を受けており、会議所等の長の推薦を受けた方	生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けており、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方
資金使途	設備資金、運転資金	設備資金、運転資金
貸付限度額	<u>1,500万円</u>	<u>1,500万円</u>
貸付期間 (据置期間)	設備資金： <u>10年以内(うち2年以内)</u> 運転資金： <u>7年以内(うち1年以内)</u>	設備資金： <u>10年以内(うち2年以内)</u> 運転資金： <u>7年以内(うち1年以内)</u>
利 率	経営改善利率	経営改善利率

②平成21年度事業規模の拡大

■小規模事業者経営改善資金貸付(マル経貸付) :57億円 ⇒ 77億円

■生活衛生関係営業経営改善資金貸付(衛経貸付): 4億円 ⇒ 6億円



※以降、写真はすべてイメージである。

3. その他の拡充等

(平成21年4月24日実施、5月11日実施)

(1) 企業の成長力強化

① 石油代替エネルギー関連貸付を創設【産業開発資金・中小企業資金】

② 海外展開資金を創設【中小企業資金】

③ 新創業融資制度【生業資金、生活衛生資金】

▫ 運転資金の貸付期間の延長

(現行)5年以内 ⇒(改正後)7年以内

▫ 設備資金・運転資金の据置期間の延長

(現行)6ヵ月以内 ⇒(改正後)1年以内

▫ 上乗せ金利引き下げ(▲0.45%)

(現行)1.65% ⇒(改正後)1.20%



3. その他の拡充等

(平成21年4月30日実施、5月11日実施、6月5日実施、6月15日実施)

(2) 資金繰り・資金調達支援

① 地域活性化・雇用促進資金【中小企業資金、生業資金】

- 貸付対象者を拡充(雇用調整助成金等の届出が受理された方等)し、特別利率を適用
(現行)基準利率 ⇒ (改正後)特別利率①

② 企業再生貸付(事業再生支援資金、企業再建・事業承継支援資金)【中小企業資金】

- 上限金利の設定
⇒ 設備資金及び運転資金に上限金利4%を設定

③ 農林漁業セーフティネット資金【農林漁業資金】

- 無利子制度を拡充。認定農業者等が経営の健全化を図るために必要な資金を無利子で融資

④ 都市居住再生資金(まちづくり融資)【住宅資金】

- 最低敷地面積要件を緩和
(現行)500㎡以上 ⇒ (改正後)300㎡以上
- 容積率充足要件を拡充
(現行)1/2以上 ⇒ (改正後)1/3以上



3. その他の拡充等

(平成21年4月24日実施、6月15日実施)

(3) 医療施設の安定的な運用をサポート

① 経営安定化資金(長期運転資金)【医療資金】

- 貸付の限度額及び貸付期間を拡充

(現行)限度額 1億円、貸付期間 7年

⇒(改正後)限度額 7.2億円、貸付期間 10年

② 地域医療再生計画に基づく施設整備事業【医療資金】

- 貸付の限度額の拡充及び金利の引き下げ

(現行)限度額 所要資金の80%、基準利率

⇒(改正後)限度額 所要資金の90%、特別利率①

③ 耐震化整備事業【医療資金】

- 貸付の限度額の拡充及び金利の引き下げ

(現行)限度額 所要資金の80%、基準利率

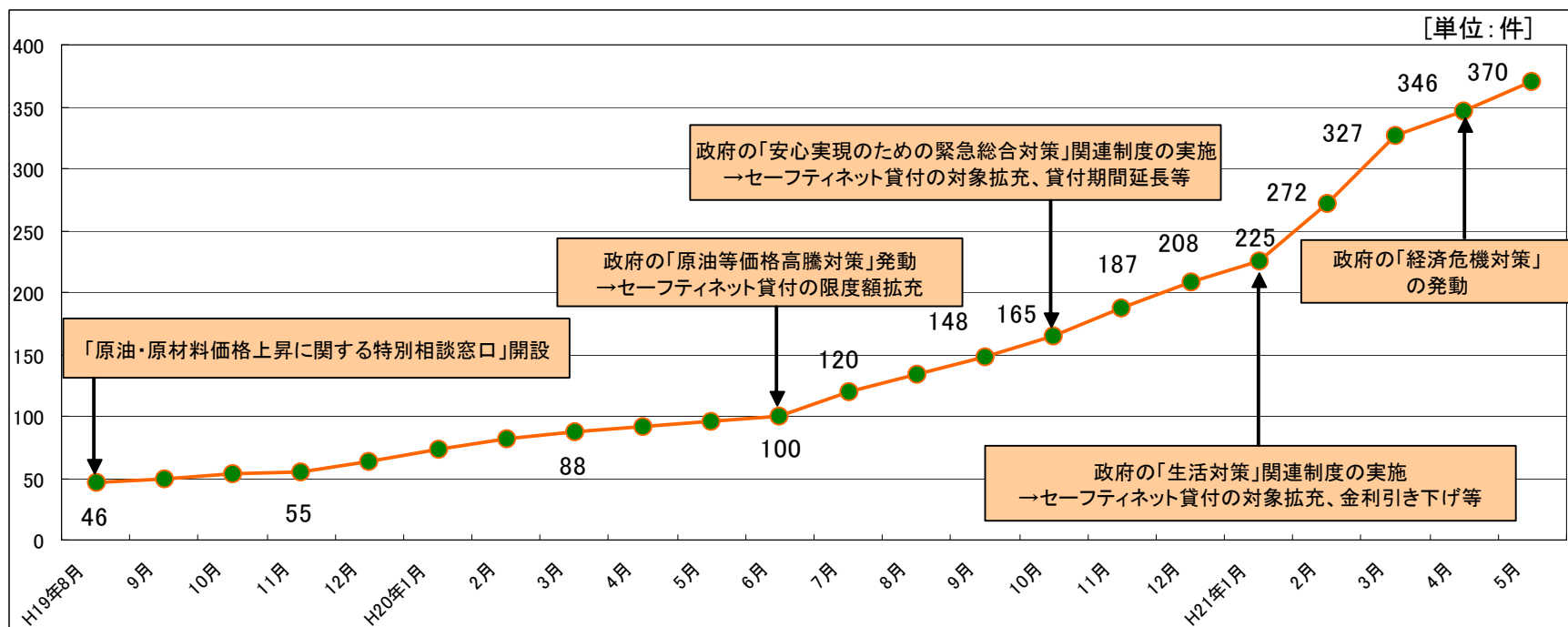
⇒(改正後)限度額 所要資金の90%、特別利率①



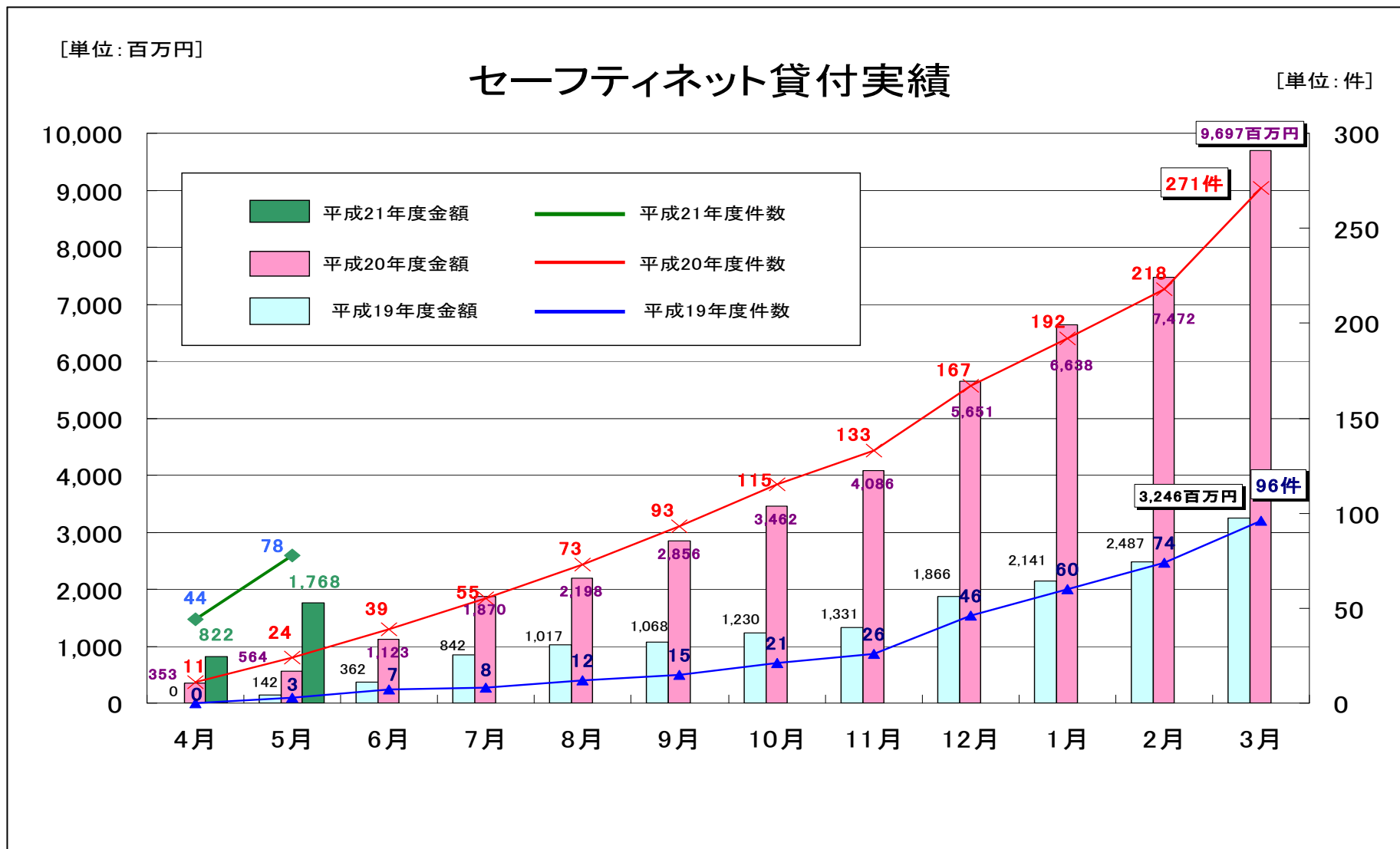
4. 特別相談・制度活用を取組

(1) 窓口相談等の強化～特別相談窓口の開設

- ・平成19年8月13日 「原油・原材料価格上昇に関する特別相談窓口」を開設
⇒平成20年9月24日 「『安心実現のための緊急総合対策』中小企業金融特別窓口」へ 改称
⇒平成21年1月30日 「『生活対策』中小企業金融緊急特別相談窓口」へ改称
- ・平成21年4月24日 「中堅企業等緊急特別相談窓口」を開設
- ・平成21年5月22日 「新型インフルエンザ関連中小企業金融支援対策特別相談窓口」を開設



(2) 貸付制度の活用



(参考)セーフティネット貸付の拡充推移

		貸付条件の概要 (平成20年4月1日現在)	成長力強化への 早期実施策 (平成20年4月25日)	原油等価格 高騰対策 (平成20年7月7日)	安心実現のための 緊急総合対策 (平成20年10月1日)	生活対策 (平成21年1月30日)	経済危機対策 (平成21年6月15日)	
経営環境 変化対応 資金	融資対象	社会的な要因による業績悪化により資金繰りに支障をきたしていること 最近の決算期における売上高が前期に比し10%以上減少していること等			○対象要件の緩和 ・売上高減少割合:前期比5%以上減少 (平成22年3月末まで)			
	融資 限度額	中小	4億8,000万円(基本資金と通算)		○限度額の拡充 ・基本資金、振興資金貸付との限度額 通算を撤廃 (平成21年3月末まで)	4億8,000万円→7億2,000万円 (平成22年3月末まで)		
		生業	4,800万円(基本資金と通算)					
		生衛	5,700万円(振興資金貸付と通算)					
	貸付期間 (うち据置期間)	設備資金 最長15年(最長2年) 運転資金 最長7年(最長2年)		○据置期間の延長 (最長2年→最長3年) (平成21年3月末まで)	○運転資金の貸付期間延長 (最長7年→最長8年) (平成22年3月末まで)			
貸付利率	基準利率				○貸付利率の引き下げ 最近の売上、利益率等が減少するなど業績が特に悪化している方の運転資金 基準利率-0.3% (平成22年3月末まで)	○貸付利率の引き下げ(平成22年3月末まで) ・雇用維持・拡大要件を満たす場合の運転資金 ○ 1%低減 ・運転資金 上限金利3%を設定(中小のみ) ○固定金利型劣後ローン(資本性なし)を導入(中小のみ) (平成22年3月末まで)		
金融環境 変化対応 資金	融資対象	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りが悪化していること等				○貸付対象の追加 国際的な金融不安や経済環境の変化を背景に、取引金融機関から借入残高の減少等の取扱いを受けている方 (平成22年3月末まで)		
	融資 限度額	中小	1億5,000万円(別枠) (平成21年3月31日までは2億円)		○別枠額の増額、期限の延長 ・平成22年3月31日までは3億円			
		生業 生衛	3,000万円(別枠)	○別枠額の増額 → 別枠4,000万円 (平成21年3月末まで)				○別枠額の取扱期限の延長 (平成22年3月末まで)
	資金使途	運転資金				○資金使途の追加 ・設備資金を追加(平成22年3月末まで)		
	貸付期間 (うち据置期間)	運転資金 最長7年以内 (最長2年以内)				○設備、運転資金の貸付期間延長 (設備:最長15年、運転:最長7年→最長8年) ○設備、運転資金の据置期間延長 (設備:最長3年、運転:最長2年→最長3年) (平成22年3月末まで)		
貸付利率	基準利率				○貸付利率の引き下げ 最近の売上、利益率等が減少するなど業績が特に悪化している方の運転資金 基準利率-0.3% (平成22年3月末まで)	○貸付利率の引き下げ(平成22年3月末まで) ・雇用維持・拡大要件を満たす場合の運転資金 ○ 1%低減 ・運転資金 上限金利3%を設定(中小のみ)		
取引企業 倒産対応 資金	融資対象	取引企業等の倒産により、資金繰りに影響が出ている方など					○貸付対象者の要件を緩和 倒産企業との取引依存度:20%以上であるもの →10%以上であるもの	
	融資 限度額	中小	1億5,000万円(別枠)					
		生業	3,000万円(別枠)					
	資金使途	運転資金				○資金使途を追加 関連企業の倒産の影響により、企業の運営上一時的に必要となるもの		
	貸付期間 (うち据置期間)	最長7年(1年)				○貸付期間 最長7年→8年以内に延長 (平成22年3月末まで) ○据置期間 1年以内→3年以内に延長 (平成22年3月末まで)		
貸付利率	基準利率 ※一定の要件を満たす場合 倒産対策利率					○倒産対策利率を中小企業庁長官の指示により発動		